

## 印西市家庭用防犯カメラ購入費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防犯意識の高揚を促進し、犯罪発生の抑止を図るため、家庭用防犯カメラを購入し、自ら居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において、印西市家庭用防犯カメラ購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における「家庭用防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として、自ら居住する住宅の敷地内を撮影する装置（インターフォン、ペットカメラを除く。）であるものをいう。

### (対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 自ら又は自らと同一世帯に属する者が購入していること。
- (3) 同一世帯に属する者の全員が市税を滞納していないこと。
- (4) 同一世帯に属する者の全員が印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号の暴力団員等ではないこと。
- (5) 助成を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者から撮影の同意を得ていること。

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とし、助成金を申請した年度に市内の店舗で購入し、及び設置したものに限る。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費
- (2) 前号に規定する家庭用防犯カメラの設置費
- (3) 第1号に規定する家庭用防犯カメラのブラケットその他の付属品の購入費

### (助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただ

し、家庭用防犯カメラの台数にかかわらず1万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付は、1世帯につき1回とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、家庭用防犯カメラ購入費助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が公簿等により確認することができる場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者の属する世帯全員の市税の納税証明書
- (3) 助成対象経費及び内訳の分かる領収書等の写し（商品名、購入金額、設置費用、購入日、販売店名が記載されているもの）
- (4) 購入した家庭用防犯カメラの機能がわかるパンフレット又は説明書
- (5) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真
- (6) 助成金の振込先口座（申請者名義のもの）が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、家庭用防犯カメラを購入した日の属する年度の末日までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、家庭用防犯カメラ購入費助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、当該助成金の額が確定したものとみなし、速やかに申請者に当該助成金を交付するものとする。

3 交付決定をする場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第8条 市長は、交付決定を受けた者（以下「受領者」という。）が、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けるなど市長が助成金の交付を不適当と認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し及び助成金の返還を命じるときは、家庭用防犯カメラ購入費助成金交付取消通知書兼返還命令書（別記第3号様式）により、受領者に通知するものとする。

（検査）

第9条 市長は、助成事業の実施状況に関し必要があると認めたときは、職員に検査させ、又は関係者に調査させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。